

R 6 年 5 月 吉 日

職員の皆さまへ

R 6 年 度 処 遇 改 善 手 当 の 支 給 方 法 に つ い て (案)

令和 6 年 度 の 処 遇 改 善 手 当 に つ い て は 、 以 下 の 要 領 で 支 給 す る 予 定 で す 。

① 年 度 末 手 当 と し て 支 給

1. 支 給 対 象 者 と 支 給 基 準 額

項 目		支 給 額	対 象 者
介護福祉士		36,000	介護職員・生活相談員
10 年 在 籍 ① (R 6 . 4 . 1 現 在)		30,000	介護職員・生活相談員
10 年 在 籍 ② (R 6 . 4 . 1 現 在)		5,000	① 以 外 の 職 種 (パ ー ト 調 理 員 を 除 く)
介護リーダー		130,000	特養のユニット (サポート) リーダー、介護長 短期のユニットリーダー、主任 グループホームのユニットリーダー、ホーム長 通所介護の主任・訪問介護の主任
その他リーダー		40,000～ 80,000	管理栄養士・白寿主任・居宅主任 通所副主任・通所リハ主任
早出・遅出 (年 間)	48 回 以 上	36,000	介護職員
	25 回 ～ 47 回	15,000	生活相談員 (介護支援専門員)
	13 回 ～ 24 回	7,500	調理員 (正職員に限る)
	6 回 ～ 12 回	3,000	栄養士 (管理栄養士)
	5 回 以 下	0	
日・祝勤務	30 回 以 上	50,000	介護職員
	13 回 ～ 29 回	25,000	生活相談員 (介護支援専門員)
	6 回 ～ 12 回	10,000	調理員 (正職員に限る)
	5 回 以 下	0	栄養士 (管理栄養士)
パート調理員		時給 30 円 上乘せ	パート調理員

※早出とは、7 時 30 分より早い時間に勤務 (7 時 30 分含む)

※遅出とは、19 時より遅い時間に退勤 (19 時含む)

※上記金額を基準額 (常勤換算で 1 の場合) とし、個人ごとに令和 6 年 4 月 1 日～
令和 7 年 3 月 31 日までの勤務時間数 (常勤換算割合) に応じて支給。

②毎月の手当として支給

1. 支給対象者

○処遇改善加算対象事業所の介護職員、生活相談員及びケアハウス白寿職員

※ただし、制度上対象外の職員（生活相談員及びケアハウス白寿職員）については、処遇改善手当③として支給。

2. 支給基準額

正職員	等級	1	2	3	4	5以上
	基準額	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600

パート職員 基準額	4,600
--------------	-------

※上記金額を基準額（常勤換算で1の場合）とし、個人ごとに令和6年4月1日～令和7年3月31日までの勤務時間数（常勤換算割合）に応じて支給。

基本給の見直しによる支給

R6年4月から、基本給を変更し、ベースアップ分として毎月支給

処遇改善へ向けて実施した取り組み（案）

- 職場体験の受け入れ
- 各種研修等の受講支援
- 子育て支援や家族等の介護等と仕事の両立支援への取り組み
- 腰痛対策を含む介護技術の習得支援
- タブレット端末の導入や、業務手順書の作成等による生産性の向上
- ミーティング等による職場環境やケア内容の改善

以 上